

令和3年度新モビリティサービス推進検討支援業務  
基本仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度新モビリティサービス推進検討支援業務

(2) 業務目的

三田市域内では、鉄道とバスによる地域公共交通ネットワークが概ね確保されているが、今後、人口減少、少子高齢化の進展およびアフターコロナの社会状況など、地域公共交通を取り巻く厳しい環境の変化が見込まれている。

一方で、新しい技術の進展により可能となったAIオンデマンド型交通をはじめ、様々な形態のモビリティや異なる交通事業者の情報の一元化、運賃統合、定額制など、これまで解決できなかった本市の地域交通課題の解決を加速化する一手段としての可能性が期待される。

本業務では、三田市における地域課題を解決する方策として新モビリティサービスの可能性と実現について検討を進めるコンソーシアムの一員として参画し、当該コンソーシアムの設立、運営及び事業検討の支援を行うものであり、将来にわたり市民生活や社会経済活動を支える、持続可能な公共交通ネットワークの構築につなげていくことを目的とする。

(3) 業務内容

本業務は、次の①～③に区分する。

① (仮称)新モビリティサービス推進コンソーシアムの立ち上げ設立及び運営の支援

(ア) 設立・運営支援

幹事団体からなるコンソーシアムにおける検討資料の作成や記録等、当日の運営の支援を行うこと。

資料は外部説明用としての使用を想定し、わかりやすく明瞭なものとする。(ファイル形式はPPTとする)。

※現時点ではコンソーシアムの開催は3回程度を想定している。

② 将来の地域交通のあり方を踏まえた新モビリティサービスの活用に係る検討支援

(ア) コンソーシアムにおけるロードマップ策定支援

コンソーシアムでは2022年から5年程度を見据えた新たなモビリティサービスの活用に係る検討を進める。

三田市域内では、鉄道とバスによる地域公共交通ネットワークが概ね確保されているが、地域公共交通を取り巻く厳しい環境の変化が見込まれている中、交通不便地域はも

とより、まち開きから 40 年を迎えようとするニュータウンにおいても移動需要の減少に伴う公共交通事業の縮小が懸念されるため、地域特性に応じた地域交通のあり方や新たな技術の活用等による持続可能な交通ネットワークの構築を検討するものである。

検討にあたって支援する内容については以下のとおりとする。

- a. 本市域内の地域特性と課題を踏まえ、モデル地区（3か所程度を想定）を選定のうえ、当該モデル地区における現状把握と将来想定される課題を整理する。その際、専門家や地域住民にヒアリング、意見交換などの調査を行う。
- b. コンソーシアムで現状を共有したうえで、課題解決に向けた方策について公共交通サービスの実現性、住民ニーズのバランスを考慮した地域交通のあり方のイメージを作成し、それを実現するための中長期的な新モビリティサービス推進ロードマップ（案）を作成する。

#### （イ） R4 年度事業計画の策定支援

ロードマップに沿ったスタートアップ事業として、モデル地区における令和 4 年度事業の計画（案）を策定し、国等が実施する補助事業の活用に向けたプレゼンテーション資料の作成を支援する。

#### 《参考となる資料として提供する資料一覧》

- a 三田市地域公共交通網形成計画（平成 31 年 3 月）
- b 町丁目別の年齢別人口構成（H25 年度-R2 年度（各年度 3 月末時点））
- c 三田市統計資料（鉄道・バス）
- d 平成 29 年度三田市地域公共交通網形成計画策定調査業務報告書（平成 30 年 3 月）
- e 平成 30 年度三田市地域公共交通網形成計画策定業務報告書（平成 31 年 3 月）
- f 令和 2 年度三田市高齢者交通行動意識調査業務報告書（令和 3 年 3 月）

#### ③ 報告書のとりまとめ

- ①、②について、報告書をとりまとめ、本市に提出すること。

#### ④ 打合せ

本業務の業務着手時、中間（1回）、成果品提出時の3回を想定。

#### （4） 履行期間

契約締結日～令和 4 年 3 月 25 日

※本業務については、翌年度以降の取組みを考慮しながら履行する必要があるが、契約期間は単年度とする。なお、本業務を受託した場合であっても、翌年度以降の業務の継続委託を確約するものではない。

## (5) 成果品

- ・報告書 2部 (A4判)
- ・報告書概要 2部 (報告書の概要をA4判2～3枚程度にまとめたもの)
- ・その他、業務によって得られた資料一式
- ・上記の電子データ CD-ROM 2部

※Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、本市と協議の上使用ソフトを決定すること。

## 2 予 算

委託料の見積限度額は3,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

## 3. その他

基本仕様書は本業務のあらましを示すものであり、業務の内容の詳細については、契約の相手方候補者と協議し、本業務の仕様書を作成するものとする。